

総合文化会館

◎ホール等の使用料

単位＝円

施設名	使用日 時間区 分	午前	午後	夜間	全日
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 21:30
大ホール	平日	10,000	19,000	25,000	54,000
	土・日・休日	13,000	22,000	31,000	66,000
多目的ホール	平日	3,000	6,000	9,000	18,000
	土・日・休日	4,000	8,000	10,000	22,000
楽屋A	全日	700	900	1,100	2,700
楽屋B	全日	400	600	800	1,800
リハーサル室	全日	1,000	1,500	2,000	4,500
主催者事務室	全日	300	400	500	1,200

(1)使用者が入場料を徴収する場合は下記の区分により、基本使用料に加算されます。

- 1,000円以下 50%
- 1,001円以上3,000円以下 100%
- 3,001円以上 150%

(2)商業等これに類する目的で使用した場合、基本使用料に100%加算した金額

(3)冷暖房施設を使用した場合は、基本使用料に50%加算した金額

(4)使用時間を超過する場合、30分につき基本使用料に15%加算した金額

(5)準備、練習の為に使用した場合は、使用料の50%です。

(6)使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(7)準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含まれるものとする。

◎会議室等使用料

単位＝円

施設名	午前	午後	夜間	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 21:30
美術工芸室	500	700	1,000	2,200
調理実習室	500	700	1,000	2,200
視聴覚室	1,500	2,000	3,000	6,500
会議室	1,000	1,800	2,400	5,200
集会和室	1,500	2,300	3,000	6,800
和室	1,100	1,600	2,200	4,900
小会議室	400	700	1,000	2,100
児童集会室	550	850	1,100	2,500
児童遊戯室(大)	1,000	1,600	2,000	4,600
児童遊戯室(小)	550	850	1,100	2,500
展示室	—	—	—	4,300
談話室	300	500	700	1,500
小和室	400	700	1,000	2,100

(1)使用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合で入場料等を徴収しないときの使用料の額は、基本使用料の額に100%加算した額とし、入場料を徴収するときは、200%加算した額とする。

(2)使用の許可を受けた時間区分を超えて使用する場合の使用料は、ホール使用の例による。

(3)使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(4)準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含まれるものとする。

総合体育館

※町外者が利用する場合の料金は2倍になります。

単位＝円

利用区分	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	8:30～ 17:00	18:00～ 21:00	13:00～ 21:00	8:30～ 21:00
アリーナ	入場料を徴収しない場合					
	一般	2,800	3,200	6,000	5,200	8,400
	高校生以下	1,400	1,600	3,000	2,600	4,200
	その他の場合	5,600	6,400	12,000	10,400	16,800
入場料を徴収する場合						
一般	8,400	9,600	18,000	15,600	25,200	
高校生以下	4,200	4,800	9,000	7,800	12,600	
その他の場合	42,000	48,000	90,000	78,000	126,000	
会議室	700	800	1,500	900	1,700	2,400
放送室	700	800	1,500	900	1,700	2,400
役員控室	300	400	700	500	900	1,200
個人使用	軽スポーツコート(アリーナ内)					
	200(1面1時間以内)					
	トレーニング室					
	一般	200(1人1回3時間以内)(ジョギングコース利用を含む)				
高校生以下	100(1人1回3時間以内)(ジョギングコース利用を含む)					
ジョギングコース	一般					
	100(1人1回3時間以内)					
高校生以下	50(1人1回3時間以内)					
備	移動型得点表示板	800	900	1,700	700	1,600
						2,400

(1)「その他の場合」とは、アマチュアスポーツ以外に使用する場合はいう。

(2)アリーナの一部を使用して利用する場合は、その利用面積が2分の1、3分の1、又は4分の1以下のときの使用料は、当該使用料のそれぞれ2分の1、3分の1、又は4分の1の額とする。ただし、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(3)アリーナ使用の際、観覧席及びジョギングコースを専用して利用する場合は、使用料の額に50%加算した額とする。

(4)許可された使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、30分当たり当該使用時間区分の使用料の30分に相当する額を徴収する。

(5)特殊な電気設備を使用したときの電気料は、別に実費を徴収する。

(6)準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含まれるものとする。

小山球場

※町外者が利用する場合の料金は2倍になります。

単位＝円

利用区分	入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合		
	午前	午後	全日	午前	午後	全日
一般	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	8:30～ 17:00	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	8:30～ 17:00
	3,500	4,000	7,500	17,500	20,000	37,000
高校生以下	1,700	2,000	3,700	13,700	16,000	29,700
職業野球	10,500	12,000	22,500	87,500	100,000	187,500
備品	スコアボード	800	900	1,700	800	900
	ピッチングマシン	500	500	1,000	500	1,000

許可された使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、30分当たり当該使用時間区分の使用料の30分に相当する額を徴収する。

多目的広場

※町外者が利用する場合の料金は2倍になります。

単位＝円

利用区分	午前	午後	全日
	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	8:30～ 17:00
団体使用	900	1,000	1,900
個人使用(1人1回)	一般		
	150(3時間以内)		
	高校生以下		
	50(3時間以内)		

許可された使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、30分当たり当該使用時間区分の使用料の30分に相当する額を徴収する。

弓道場

※町外者が利用する場合の料金は2倍になります。

単位＝円

利用区分	午前	午後	夜間	全日
	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	8:30～ 21:00
団体使用	600	800	800	2,200
個人使用(1人1回)	一般			
	150(3時間以内)			

施設備付けの弓道道具を使用する場合は、1組200円を徴収する。

小山道場

※町外者が利用する場合の料金は2倍になります。

単位＝円

利用区分	午前	午後	夜間	全日
	8:30～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	8:30～ 21:00
団体使用	600	800	800	2,200
個人使用(1人1回)	一般			
	150(3時間以内)			
	高校生以下			
	50(3時間以内)			

許可された使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合は、30分当たり当該使用時間区分の使用料の30分に相当する額を徴収する。

夜間照明

※町外者が利用する場合の料金は2倍になります。

単位＝円

利用区分	1時間当たり
全面を使用する場合	2,000
片面を使用する場合	1,500

パークゴルフ場

※料金は町内外共通。

単位＝円

利用区分	全日
	8:30～17:00
大人	500
高校生以下	300

用具貸出無料(クラブ、ボール、ティー) 受付は現地で行います。